

# 平成 24 年度 事業報告

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

## 1. 事業概況

- (1) 国内政治において、平成 24 年 12 月 17 日に第 41 回衆議院選挙が行われ、政権政党の民主党が惨敗し、自由民主党が大きく議席を増やして政権を奪取し、激動の年になりました。
- (2) また、国内のバス業界では、平成 24 年 4 月 29 日関越自動車道で、高速ツアーバスが乗客 45 名を乗せて走行中に道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客のうち 7 名が死亡、38 名が重軽傷を負うという大きな事故が発生しました。
- (3) 上記事業者は事故後の行政監査で数多くの法令違反が発覚し、安全運行を無視した事業者が惹き起こした事故により、安全運行の励行に努めている全国の貸切バス事業者は、「貸切バス事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化」、「高速バス表示ガイドラインの策定」、「夜間・長距離運行する貸切バスにおける交替運転者の配置基準」など、新たな規則が施行され、安全運行確保のためとはいえ事業者の負担が増大になりました。
- (4) 山形県内のバス事業においては、乗合バス及び貸切バスともに、ここ数年来の大きな課題である、少子高齢化などによる利用者の減少や貸切バスの低価格の運賃是正など、依然として解決するまでには至りませんでした。が、厳しい貸切バス運賃を打破する目的のために、当協会内の貸切バス営業担当者による貸切専門部会を設置し、業界の情報交換や現状認識、そして会員事業者が今後の営業施策を共有し、貸切バスの適正運賃収受のために討議し行動いたしました。
- (5) また、安倍政権におけるアベノミクスという経済政策では、為替相場が大幅に円安が進み燃料価格が高値安定で推移しているため、今年も大変厳しい環境での事業展開でありました。

山形県バス協会は、関係行政機関等のご指導と会員各位のご理解とご支援をいただき、以下の事項に積極的に取り組みました。

#### (1) 安全輸送対策の強化

- ① 安全輸送対策は、安全が最大の使命として取り組み、『さらにわたしたちは安全と安心を提供します』をキャッチフレーズに、「守ろう安全」「保とうマナー」「活かそうエコ」を基本とした乗務員研修会を重ねました。また山形労働局の監督官を講師に、事業者を対象とした労務管理の徹底についての研修会を実施いたしました。
- ② 安全運転 2 日間研修は、山形会場で 3 回、鶴岡会場で 2 回の延べ 5 回 10 日間実施いたしました。20 名の参加者が、運転の基本動作やヒューマンエラー、ヒヤリハット、死角の対処方法やスイッチバックの運転操作等、日常の勤務では確認できない安全についても研修をいたしました。
- ③ 8 月 23 日実施した踏切事故防止研修会は、多くの JR 職員及び関係機関のご協力の下に実在の左沢線金沢踏切を会場に開催し、酷暑の中で約 30 名の参加者が踏切での基本動作や緊急時の基礎知識を学び、重大事故防止のために真剣に受講いたしました。
- ④ 5 回実施した安全運転 2 日間研修の事後研修会には 15 名が参加し、研修で教わったことや運転実務での問題点などについて、再度安全運転について確認いたしました。
- ⑤ 茨城県ひたちなか市の「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」4 日間研修には、会員事業者の運転者 2 名が安全運転の基本とそれに対する取り組み方等について受講し、安全運転教育の充実に努めました。
- ⑥ 飲酒運転防止及び薬物使用については、研修会及び委員会を開催する度に注意喚起を行いました。その結果当協会関係者からのルール違反者は一切なく、継続した安全管理の徹底を行っております。

#### (2) サービス向上対策推進

- ① サービス向上運動期間は、昨年につき夏と秋の 2 回実施いたしました。運転士が、チェック表に当日の安全運転目標や当日の運転での反省を記載

し、安全に対しての意識高揚を行い、安全なバスの運行でのサービス提供に努めました。

提出いただいた自己チェック表は、項目ごとに集計し安全運行のために会員に提供いたしました。

- ② 安全運転 2 日間研修では、挨拶の仕方や接客接遇向上の研修も実施、また外部講師による接客接遇研修会を開催しサービス向上に努めました。

### (3) 環境対策の推進

- ① エコドライブ運転実技研修会は鶴岡市と山形市を会場に 13 名が参加し、外部講師より燃料節約運転及び環境対策の講義を受け、エコドライブ普及促進に努めました。参加者には、交通エコロジー・モビリティ財団より修了証が贈られました。

### (4) 乗合事業の維持及び活性化対策の推進

山形県バス対策協議会や各市町村主催の地域公共交通会議への参加、山形県バス活性化委員会を開催し、乗合バスの現状や取り組みの報告、またホームページ等による乗合バス活性化の推進に努めました。

### (5) 貸切バスの推進

- ① 接客接遇向上のための乗務員研修会の実施、行政との情報交換や事業者へ経営参考資料としての輸送実績などの情報提供、ホームページの充実とバスの日イベントなどによる広報活動を積極的に行いました。
- ② 貸切バス事業者の安全性評価認定制度の推進は、会員会議等で情報提供を行いました。今年度申請事業者はございませんでした。

### (6) 各委員会運営

会員会議や貸切バス委員会及び事故防止対策委員会を開催し、貸切引受書の取扱い、運転者の労務管理等の研修会を開催し、安全管理の再徹底を確認致しました。

また、バスの日イベントの広報や外部研修受講についても、積極的に行いました。

(7) 運輸事業振興助成交付金事業

今年度から公益社団法人日本バス協会に対する出損金が、地方バス協会が有意義に使用することの趣旨から休止になり、乗合事業者に対して利用者サービス向上のためのバスロケ新設に日本バス協会とともに助成し、バス停留所上屋等補修の助成事業と安全運行確保など交通安全対策事業について各種乗務員研修会等に積極的に取り組みました。

(8) 会員各社への業務支援と情報提供

会員会社の効率的な業務のために、適切な支援活動と関係情報提供に努めました。

(9) その他

① 当協会会員の㈱シーケイビーが平成24年8月に自己破産の申立てにより、債務弁済に充てる原資の資産がないことから会費をいただくことが出来ませんでした。

このことから当協会から自然退会となりました。

② 新公益法人移行は、平成25年3月25日付で一般社団法人移行認可申請の手続きを行いました。

山形県の窓口である交通政策課及び学事文書課で、申請書内容を精査中であり、どの月に審議されるか現在は不明です。

# 収支計算書総括表

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

| 科目           | 一般会計       | 運輸事業振興助成<br>交付金特別会計 | 内部取引消去 | 合計         |
|--------------|------------|---------------------|--------|------------|
| I. 事業活動収支の部  |            |                     |        |            |
| 1. 事業活動収入    |            |                     |        |            |
| 会費収入         | 13,033,480 | 0                   | 0      | 13,033,480 |
| 補助金収入        | 0          | 11,000,000          | 0      | 11,000,000 |
| 雑収入          | 183,656    | 0                   | 0      | 183,656    |
| 事業活動収入計      | 13,217,136 | 11,000,000          | 0      | 24,217,136 |
| 2. 事業活動支出    |            |                     |        |            |
| 事業費支出        | 8,964,613  | 10,107,648          | 0      | 19,072,261 |
| 管理費支出        | 3,933,473  | 892,352             | 0      | 4,825,825  |
| 事業活動支出計      | 12,898,086 | 11,000,000          | 0      | 23,898,086 |
| 事業活動収支差額     | 319,050    | 0                   | 0      | 319,050    |
| II. 投資活動収支の部 | 0          | 0                   | 0      | 0          |

# 貸借対照表総括表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 科目          | 一般会計       | 運輸事業振興助成<br>交付金特別会計 | 内部取引消去 | 合計         |
|-------------|------------|---------------------|--------|------------|
| I. 資産の部     |            |                     |        |            |
| 流動資産        | 7,391,224  | 0                   | 0      | 7,391,224  |
| 固定資産        | 5,231,356  | 0                   | 0      | 5,231,356  |
| 資産合計        | 12,622,580 | 0                   | 0      | 12,622,580 |
| II. 負債の部    |            |                     |        |            |
| 流動負債        | 374,822    | 0                   | 0      | 374,822    |
| 固定負債        | 1,160,000  | 0                   | 0      | 1,160,000  |
| 負債合計        | 1,534,822  | 0                   | 0      | 1,534,822  |
| III. 正味財産の部 |            |                     |        |            |
| 一般正味財産      | 11,087,758 | 0                   | 0      | 11,087,758 |
| 負債及び正味財産合計  | 12,622,580 | 0                   | 0      | 12,622,580 |

# 正味財産増減計算書総括表

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

| 科目             | 一般会計       | 運輸事業振興助成<br>交付金特別会計 | 内部取引消去 | 合計         |
|----------------|------------|---------------------|--------|------------|
| I. 一般正味財産増減の部  |            |                     |        |            |
| 1. 経常増減の部      |            |                     |        |            |
| 経常収益           | 13,217,136 | 11,000,000          | 0      | 24,217,136 |
| 経常費用           | 12,898,086 | 11,000,000          | 0      | 23,898,086 |
| 当期経常増減額        | 319,050    | 0                   | 0      | 319,050    |
| 2. 経常外増減の部     |            |                     |        |            |
| 経常外収益          | 0          | 0                   | 0      | 0          |
| 経常外費用          | 0          | 0                   | 0      | 0          |
| 当期経常外増減額       | 0          | 0                   | 0      | 0          |
| 当期一般正味財産増減額    | 319,050    | 0                   | 0      | 319,050    |
| 一般正味財産期首残高     | 10,768,708 | 0                   | 0      | 10,768,708 |
| 一般正味財産期末残高     | 11,087,758 | 0                   | 0      | 11,087,758 |
| II. 一般正味財産期末残高 | 11,087,758 | 0                   | 0      | 11,087,758 |

# 財 産 目 録

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 金 額        |
|----------|------------|
| I. 資産の部  |            |
| 流動資産     | 7,391,224  |
| 固定資産     | 5,231,356  |
| 資産合計     | 12,622,580 |
| II. 負債の部 |            |
| 流動負債     | 374,822    |
| 固定負債     | 1,160,000  |
| 負債合計     | 1,534,822  |
| 正味財産     | 11,087,758 |



# 平成25年度事業計画

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

はじめに

山形県バス協会は、バスは地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であります。その社会的責任を果たすためには、安全で安心なバス輸送の確保と人と環境にやさしいバスの普及を更に研究して参ります。

そして地域住民の生活に利便性の高いバス輸送を提供し、地域発展に重要な役割と利用者から更に信頼の高いバス輸送の確保に取り組めます。

このことから前年度に引き続き、安全、安心を最優先に取り組み、運輸安全管理の定着やサービス向上の諸活動に積極的に取り組んで参ります。

また、今年の11月30日までに終了しなければならない、一般社団法人移行が早期認可いただけるよう特段の努力を行って参ります。

また、バス事業が抱える多くの課題については、公益社団法人日本バス協会と連携を取りながら、積極的に取り組んで参ります。

## 記

### 1. 安全輸送対策の推進

- (1) 運輸安全管理の更なる徹底と、運行管理の強化。
- (2) 「飲酒運転防止」及び「薬物使用禁止」の徹底。
- (3) 安全運転実技研修会、踏切事故防止研修会等の各種研修会の充実。
- (4) 安全運転教育の更なる充実のための「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」への派遣。
- (5) 春・秋の全国交通安全運動、年末年始の安全総点検等へ、積極的に参加し事故防止の徹底を図る。
- (6) 車内事故防止とシートベルト着用を積極的に取り組む。

2. 運輸事業振興助成交付金事業の運営
  - (1) 安全運行対策事業を最重点事業の継続実施。
  - (2) 乗合事業助成による利用者へのサービス向上。
  - (3) 公害・地球温暖化防止環境保全への事業。
  - (4) 共同利用の供する施設の運営事業。
3. 利用者へのサービス向上の推進
  - (1) 自己チェックによるサービス向上と事故防止強化。
  - (2) 外部講師による接客接遇研修会の実施。
4. 環境対策の推進
  - (1) 環境対策及び燃料節約推進のため、外部講師を招聘しエコドライブ・リーダー研修会。
  - (2) 国土交通省のエコドライブ管理システム（EMS）普及推進の情報提供。
5. 乗合事業活性化の推進

山形県バス活性化委員会の開催や地域公共交通会議等への参画、及びホームページ等による活性化推進。
6. 貸切バスの振興
  - (1) 接遇を重点とする研修会開催。
  - (2) 日本バス協会の安全性評価認定制度の推進。
  - (3) 事業経営の参考資料のための、輸送実績等の情報提供。
  - (4) ホームページによる情報提供とバスの日イベント等による積極的なバスの利用促進の広報活動。
7. 各委員会運営

各委員会開催による、課題解決への取り組み。
8. バス事業関係表彰の実施
  - (1) 優良バス運転者に対する表彰
  - (2) 観光バスガイドに対する表彰
  - (3) その他表彰事項
9. 新公益法人制度への対応

# 収支予算書総括表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

| 科 目          | 一般会計       | 運輸事業振興助成<br>交付金特別会計 | 合 計        |
|--------------|------------|---------------------|------------|
| I. 事業活動収支の部  |            |                     |            |
| 1. 事業活動収入    |            |                     |            |
| 会費収入         | 12,817,680 | 0                   | 12,817,680 |
| 補助金収入        | 0          | 11,000,000          | 11,000,000 |
| 雑収入          | 1,720      | 0                   | 1,720      |
| 事業活動収入計      | 12,819,400 | 11,000,000          | 23,819,400 |
| 2. 事業活動支出    |            |                     |            |
| 事業費支出        | 9,159,900  | 10,054,000          | 19,213,900 |
| 管理費支出        | 3,659,500  | 946,000             | 4,605,500  |
| 事業活動支出計      | 12,819,400 | 11,000,000          | 23,819,400 |
| 事業活動収支差額     | 0          | 0                   | 0          |
| II. 投資活動収支の部 | 0          | 0                   | 0          |

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人山形県バス協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を山形県山形市大字漆山字行段 1422 番地に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれら事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客自動車運送事業の調査研究及び知識の普及並びに業務の指導
- (2) バス施設等の整備に対する助成及び旅客の利便の増進を図るための事業
- (3) バス事業の経営基盤の安定を確保するための事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (4) 法令及び税制に関する調査研究
- (5) 運賃の適正化に関する調査研究
- (6) 輸送施設に関する調査研究
- (7) 労務に関する調査研究及び指導
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種別など)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければ

ならない。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退 会)

第 9 条 退会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号に一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 著しく会費等を滞納したとき

(権利の喪失)

第 11 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

## 第 3 章 役員等

(役 員)

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理事 4 名以上 7 名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2 名

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、総会で認めるときは、会員以外から理事及び監事を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会

長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

- 4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は東北運輸局長に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

- 第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。
- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

- 第 16 条 役員が、次の各号一に該当するときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいてその役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

- 第 17 条 役員はすべて無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て会長が定める。

(顧問)

- 第 18 条 本会に顧問を 2 名以内置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て学識経験者のうちから会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(種別)

- 第 19 条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
  - 3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
  - 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事がある場合を除き、会長が招集する。
- 4 会長は、総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第 21 条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 7 日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決)

第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要事項

(総会の定足数等)

第 23 条 会員は、それぞれ一個の表決権を有する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって表決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決など)

第 24 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員 2 名以上がこれに署名押印するものとする。
  - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
  - (2) 会員数及び出席者数
  - (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成し、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

(理事会の議決事項)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

第30条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、会費、入会金及び地方公共団体からの交付金（以下「交付金」という。）並びにその他の収入から成るものとする。

(基金)

第32条の2 本会の資産のうち、次に掲げるものを基金とすることができる。

- (1) 交付金の一部
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。ただし、基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託



(交付金の使途)

第 34 条 交付金は、第 4 条第 2 号及び第 3 号の事業のために使用するものとする。

(基金の処分)

第34条の2 基金の処分は、本会の目的遂行上やむをえない理由がある場合に限り、総会の議決を経た後に、東北運輸局長の承認を受けて行うものとする。

(区分経理)

第 35 条本会は、基金及び基金以外の交付金にかかわる会計については経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁等)

第 36 条本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において余剰金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(備付け帳簿及び書類とその監査)

第 37 条事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 役員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 事業計画及び予算に関する書類
  - (5) 事業報告及び決算に関する書類
  - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (7) 許可、認可及び登記に関する書類
  - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (9) 理事及び監事の履歴書
  - (10) 職員の名簿及び履歴書
  - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。
  - 3 会長は、毎事業年度終了とともに第 1 項第 5 号、同第 6 号並びに第 11 号の書類を作成し、通常総会開催 15 日前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。
  - 4 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して提出しなければならない。

(予算等の承認)

第 38 条本会は、毎事業年度、交付金に係る収支予算、事業計画及び資産計画を作成し、遅滞なく東北運輸局長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において出席会員の4分3以上の議決を得、かつ東北運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、総会において出席会員の4分3以上の議決を得、かつ東北運輸局長の認可を受けなければ解散することができない。

(残余資産の処分)

第41条 本会の解散に伴う残余資産の処分は、総会において出席会員の4分3以上の議決を得、かつ東北運輸局長の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第42条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 附 則

1. 本会の設立により、山形県バス協会の会員及び一切の資産は、本会が継承する。
2. 本会の設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和52年3月31日に終わるものとする。
4. 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
5. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。

- 設立年月日 昭和51年7月23日
- 昭和51年12月14日定款の一部変更（第32条、第33条、第34条中、交付金、基金の管理運用法を具体的に規定）
- 平成13年8月10日定款の一部変更（第13条 役員の選任方法を規定）
- 平成16年5月20日定款の一部変更（第9条 退会しようとする者は、理事会の議決を得ることが必要）（第12条中、理事4名以上の下限を必要）（第13条 理事及び監

事を会員外からも選任できる) (第 14 条 監事の職務内容を具体的に規定) (第 16 条 役員  
の解任は、会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得ることが必要) (第 18 条 顧問を 2  
名以内置くことができる) (第 19 条、第 20 条、第 26 条中、監事に総会及び理事会の  
招集権を規定) (第 37 条 (会計書類等) を (備付け帳簿及び書類とその監査) に変更  
し、備付け帳簿及び書類とその監査を具体的に規定) (第 34 条の 2、第 38 条、第 39 条、  
第 40 条、第 41 条中、運輸局長を東北運輸局長とする) (第 41 条、残余資産の処分  
において東北運輸局長の認可を許可に変更)